

健診を受けたら、こうし健康塾へ入門 本気の1カ月ボディメイク教室

問い合わせ先

健康づくり推進課

健康企画班

(西合志庁舎)

☎(242)1183

6月から特定健診が始まりました。まずは、自分のカラダを確認するために、健診を受けましょう。健診を受けても、結果を見るだけで終わっている人はいませんか。健診を受けてからが重要です。「健診結果の見方のポイント」や「その数値を改善するための効果的な食事や運動のコツ」などを学んで健康ライフをスタートしましょう。

回数	開催予定日	学習テーマ
1	7月31日(水)	体重・おなか周りを減らすためのポイント
2	8月7日(水)	体脂肪が燃える運動のコツ
3	8月21日(水)	カロリーが高くなりがちな食事の組み合わせ
4	8月28日(水)	燃焼系のカラダをつくってキープしよう

- 対象 次に該当する人
◆あなたはこの教室に参加できる対象者?
 - ①健康づくりに取り組みたい
はい いいえ ↓ できない
 - ②最近、体重が増えているまたはコントロールできない
はい いいえ ↓ できない
 - ③直近の健診結果でBMI 25以上またはBMI 25以上または女性90cm以上である
はい いいえ ↓ できない
- ところ 泉ヶ丘市民センター
 - 時間 午後2時～3時30分
 - 定員 30人
 - 参加費 無料
 - 申込方法 7月12日(金)までに健康企画班まで電話もしくは窓口でお申し込みください。

6月28日(郵送での提出の場合は6月30日)までに 児童手当・特例給付現況届を提出してください

問い合わせ先

子育て支援課

子ども保育班

(西合志庁舎)

☎(242)1159

児童手当を受給中の人は、現況届を提出する必要があります。6月初旬に「現況届」の用紙を郵送しますので、6月中に必ず提出してください。提出がない場合、資格があっても手当を受給することができません。

●受給対象
児童手当は、中学校修了までの間にある児童を養育している人(父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計をみている比重が重い人)に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの手当については前々年)の所得が一定以上の場合には、児童手当額は減額されます。

●支給月額

3歳未満(3歳の誕生日まで)	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了まで	第1・2子10,000円 第3子以降15,000円
中学生	一律 10,000円
所得制限者	児童1人につき 5,000円

●支給時期
原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

所得制限限度額 (単位：万円)

税の扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

前年(1月～5月までの手当については前々年)の所得額で判定します。所得には一定の控除があります。詳細は、お問い合わせください。

●提出書類
・受給者の健康保険証の写し
(国民年金に加入の人は不要)
・平成25年度児童手当所得証明書
(平成25年1月1日現在、本市に住所を有しない人)
・児童の世帯全員分が記載された住民票(児童が市外に住所を有する場合)
●提出先
子育て支援課・市民課(合志庁舎)
須屋支所・泉ヶ丘支所
※6月の日曜開庁(合志庁舎午前9時～午後1時)でも受け付けをします。

人権教育シリーズ⑬

市では人権教育の推進のため、さまざまな活動や啓発に取り組んでいます。ここでは、取り組みの内容や情報を定期的にお知らせしていきます。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり かつ、尊厳と権利について平等である

21世紀は「人権の世紀」と言われており、わが国も、国際社会の一員として人権に関する国際的な規約や条約に加盟し、世界各国との連携・協力のもと、あらゆる差別の解消を目指す国際社会にあって、その役割を果たしていくことが強く求められています。

一方で、同和問題はわが国固有の社会問題であり、徳川幕藩政治によってつくられた身分階層構造による身分制度です。そうした封建的身分社会に根ざした同和問題と現代の自由経済社会に根ざした人権問題は、根本的に本質を異にするものです。また、決して古い話ではなく、今日なお人々の心の奥深いところまで染み入って被差別部落の人々の生命まで奪ってきている状況さえあります。

同和問題は、貧富に関係なく差別されるという点では階級差別でもない、また、宗教や能力の違いによる差別で

もない、人種や民族による差別でもない、政治によって人為的につくられた差別なのです。この同和問題は行政の責務として、国民一人ひとりの課題として完全解決に向けて取り組まなければならないのです。

全日本同和会合志支部は、「子らはさせまい この思い」、「親が子を思う人間愛」を基本に据え、同和問題の完全解決に向けて関係団体とも協力しながら、これまでの同和教育や啓発活動で積み上げてきた成果と反省に立って、全ての人の人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を再構築していきます。

すべての子どもたちが、安心して明るく暮らせる未来のため、今、私たちは何をすべきなのか、何ができるのかを皆が考えることができればきっと差別はなくなります。

なぜ今日まで差別が残されたのか

歴史的な背景

・明治4(1871)年の「解放令」により江戸時代の身分制度は廃止されたものの、国による生活の保障や差別をなくすための具体的な施策がなかったこと。
・明治5(1872)年、全国規模でつくられた戸籍(壬申戸籍)に特定の人々を新たな差別的呼称で記載し、昭和43(1968)年に国が禁止するまで、その戸籍を閲覧することができ、差別につながっていたこと。

社会的な背景

・日本社会のひとつの特徴として、伝統的な「イエ」意識や家柄、格式を重んじるなどの考え方が残っていること。
・人々の意識の中に「周りがそうするから」といった世間体を気にしたり、六曜といった迷信などの非合理的な偏見を受け入れてしまったりする風潮が根強く残っていること。
・自分には関係ない、あえて関わろうとしないなど、無関心の風潮があること。

差別する人の存在

いかなる歴史的、社会的な背景があるにせよ、差別を容認することはできません。端的に言えば、差別をする人の存在がいつまでも同和問題を残しているのです。このことは、同和問題に限らず、全ての人権問題に共通していることです。
人権問題は「差別をされる側」の問題ではなく、「差別する側」の問題であり、その中には、自分には関係ないといった無関心であることも含まれます。なぜなら、無関心は結果的に差別の存在を許してしまうことになるからです。

(全日本同和会合志支部)

